HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	(1) 中国の司法における政党
Author(s)	蘇力
Description	シンポジウム
Citation	北大法学論集, 58(3), 379[1445]-417[1483]
Issue Date	2007-09-28
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/29643
Type	departmental bulletin paper
File Information	58(3)_379-417.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

（一）中国の司法における政党

蘇　力（朱蘇力）＊
（坂口　一成　訳）

「党・政府・軍・大衆・学校、東西南北と中央、党はすべてを指導する」――毛沢東[1]

一．問題の限定と意義

多くの先進諸国の法学者は、現代西洋諸国の司法と比べて、中国の司法は独立しておらず、中国共産党の干渉を受けていると批判する。これは事実であるが、こうした違いを見いだすことが問題ではない。しかも、抽象的レベルにおいては、違いそのものは制度の優劣を判断するための基準とはならない。実践の社会的結果および我々の追求に拠らなければ、制度の違いという事実的判断を優劣の評価へと転換させることはできない。ここでは法ドグマティズムという研究の近道ではなく、社会科学が必要となる。このほか社会科学の研究として、もし可能であれば、違いを指摘するだけではなく、何がそうした違いをもたらしたのか、ないしはその可能性をできるだけ指摘しなければならない。

本稿はまさにこうした努力の結晶である。本稿は“Yale Law Journal”に掲載された、拙著『送法下郷』[2]に対するニュー

ヨーク大学ロースクールのフランク・アップハム（Frank Upham）教授の四四ページにもわたる書評[3]に刺激されたものである。アップハム教授は真摯な理解と高い評価を示すと同時に、彼が問題とする点について批判している。批判は主に次の二点である。ひとつは「単線的進化論に依拠した近代化理論を無批判に受け入れている[4]」ことである。しかし「最大の問題」は、書中では「政治と政治権力が見えてこない」ことについてであり[5]、詳細に読み進めると、実際は筆者が裁判所の業務に対する党の干渉・影響、党ないしは党と関係する機構、人員が関与する事案における裁判所の具体的行動、および社会的衝突に対する基層裁判所の一般的役割などを展開・分析していない点にあることが分かる。

その実、私の著作においては、度重なり現代中国政治、特に党の政策、党組織による事案への干渉の司法への影響を明らかにしている。特に顕著なのは第一編である。私はマクロ的、中間的、ミクロ的制度レベルから、司法制度に対する党の社会改革政策の様々な影響を含む政治を議論している。第一章「なぜ法を田舎に普及させるのか［送法下郷］」においては、一つの事例を用いて、司法制度を中国の末端社会にまで浸透させることを、民族国家の権力を隅々まで行き渡らせることとみなした。第二章「裁判所の行政的管理制度」では、裁判所内の行政的管理および組織構造がどのように司法の運行に干渉しているかを分析した。第三章「裁判委員会制度」では、政治的機能、腐敗防止、法適用の統一、地方党委員会を含む様々な地方政治の不当な干渉・影響をある程度まで抑制する役割、および裁判所の社会関係を運用して一定限度内においてその他の制度の欠陥がもたらす司法判決の執行難を克服するなどの機能を含む、この制度が持つ多くの機能を分析した。他の章においても、例えば第七章の姦通／強姦事件の分析、第一〇章の「退役軍人の裁判所への再就職」に関する分析、さらには終章の社会調査における権力の変動も、大量に上る司法と政治に関する分析の一部である。以上の分析は決して網羅的ではなく、また十分に掘り下げられていない。私も初めからアップハム教授や他の外国の教授にそうした「政治」問題に関心を持つよう求めていないし、たとえそう求めたとしても、一冊の本の中で

彼らの様々な、ひいては矛盾するであろう期待を満足させることは不可能である。このほか、西洋の学問的コンテキストにおいては、「政治」というカテゴリーは広大であるが、同書は主には中国の読者に向けられており、作者には特権があり、またそうあるべきであり、なさざるところがあればこそ、なしうるところがあるのである。私の基準は、こうした「政治」が同書の基本テーゼにとって重要であるか否か、学術上の意義があるか否かである。以上のような考え方、さらには筆者の学術能力に鑑み、政治問題についての同書の注目度および分析がアップハム教授の期待に沿わなくとも、それは当然のことである。とはいえ、同書では「政治と政治権力が見えてこない」というのは少なくとも過剰な表現だったといえるのではなかろうか。

とりわけ注意するに値することは、呼称がどうであれ、実際、思考がクリアーな作者は執筆時にはっきりとした、ないしは言外の読者群を想定しており、しかもこうした読者群は必ずその作品・表現を制約するだろう。全人類に向けられた作品がないのと同様に、完全に自分一人のための作品もない。たとえ最も個別化、個性化された作品であっても、作者が他人に見せようと考えているならば、これは社会的行動である。たとえ玄関から出なくとも、執筆プロセスは一貫して社会的コミュニケーションのプロセスである。単に作者が心中の読者群を全身全霊で配慮しようとした場合には、登録されていない読者が配慮されないこともあるにすぎない。その作品は、想定読者には全く必要のない背景的知識を大幅に省略しているはずである。これらの二種類の読者群は重複していることもある。しかし、ほとんどの場合、両者の文化的背景のギャップ・違いは大きく、このとき作者は学問的交流における「面倒」に遭遇する。これは決して、登録されていない読者は疑問を呈してはならない、といっているわけではない。もちろん疑問を発してもよい。なぜなら、作品には相対的な独立性があるからだ。ただこの場合には、作品に対する批判はもはや作者とは関係がなく、批判者自身と関係があるにすぎない。『送法下郷』は主に中国の読者に向けられたものである。しかして、アップハムはまだ拝

顔したこともないアメリカのロースクールの教授である。彼のそれまでの研究領域――同書と関係のあるものは――主に日本である。彼は以前、中国に数日滞在したことがあるが、中国社会については一次的な研究を行ったことがない。はなはだしきに至っては、彼は書評において、その他の有意な同類の経験的研究を挙げ、中国の基層司法制度の運行における「政治」を細密に示すわけでもなく、ほとんどがその合理的想像・推論の展開であった(6)。彼と私が想定した読者の背景的文化のギャップが大きいことは明かである。

とはいえ、私はやはり、アップハムの批判に対して何らかのリプライをすることにした。主な理由は、アップハム教授の批判が私の著作に対して何らかの新しい洞察や中国法研究に何らかの貢献があるからではなく、彼の方法論上の誤りが、現代西洋諸国の多くのチャイナウォッチャーに典型的に見られるものであり、しかも中国においても影響力があるからである。そして、これらの誤りは深く積もったイデオロギー上の偏見を露呈しており、こうした偏見こそが西洋の法的自治および法治理念の「道徳的権威性」の確信である。換言すると、まさにこれまでの中国の法学研究に対する同様の誤りの影響が本稿執筆の動機である。

本稿は論文であり、アップハム教授の批判に対するリプライにはとどまらない。なぜなら、本稿は中国の司法制度について長年考えてきた問題の体系的な整理であり、アップハムの書評へのリプライはこうした考えを表す契機にすぎない。私が本当に答えたい問題は、現代中国（やはり中国である！）の学者が中国の司法制度を研究する際に常につきまとい、また避けることのできない本当に困惑させられる、中国政治だから現代中国司法が「異端」になったのか、という問題である。本稿の主張は、中国政治は確かに中国司法を形作ったが、中国司法は決して異端ではない、というものである。まさにこの点こそが、本稿執筆の動機である。

二．区別は必要か？

アップハムは拙稿では「政治と政治権力が見えてこない」と批判するが、彼は同時に、私が中国の基層司法制度を研究する中で政党、行政などの中国の基層司法の運行に影響を及ぼす社会的要素を分析したことを、少なくとも暗に認めている。論理的に見て、この二つの命題は同時に成立し得ない。それではアップハムが周到に考慮しなかったにすぎないのだろうか？仔細に読み進めるうちに、私は、アップハムが本当に批判したのは、私が中国の基層司法の運行における党の影響力、特に司法に対する干渉を専門的かつ体系的に分析しなかった点であることに気づいた。アップハムのこの指摘は確かに悪くはない。しかし、この批判は、実は一連の仮定を前提とする。第一に、現代中国社会において、純粋に党が発する影響力があること、第二に、政党が司法に影響・干渉しない基準となる状況を構築することが可能であり、それが理想的・普遍的であること、第三に、研究者はこうした影響力を独立して考察・計測できること、である。

この三つの仮定はどれも現実的ではない。第一の仮定は、現代中国司法の理解において最も基本的なことであるため、本節で集中的に反駁する。次節では残り二つの仮定を集中的に検討する。

私見、さらには多くの国内外の学者はすでに、明示的ないしは黙示的に、一九四九年以降の中国において、中共の影響・支配力は至上のものであり、社会の隅々にまで行き渡っていることを正しくも指摘している。中共はこれまで国民党政府が常々使用していた「党国」というターム[7]を用いたことはないが、実際には、孫文が提唱し、国民党も一貫して追求していた「以党治国」、「国を凌駕する党」の政治的伝統を継承しており、さらには、国家装置および社会に対する中共の政策、方針、イデオロギーの影響についていえば、その程度は当時の国民党を遙かに凌駕する[8]。

国民党が大陸を支配していた時期においても、山西、新疆、雲南、貴州、四川などの省はいずれも地方の実力者が実

際に掌握しており、東北地方も一度は張作霖親子の手に落ちた。国民党は一度も真の意味で完全に中国を統一しておらず、象徴的な統一にすぎなかった。[9] 政党の問題についても、基本的に同様であった。国民党の統治期には、当時の国民政府による承認の有無にかかわらず、共産党は一九二七年以降一貫して相当程度の地域を支配し、しかも相当数の民衆の支持を得ていた。このほか、その他の小規模の政党もあった。第三に、たとえ国民政府の内にあっても、さらには国民党内部にあっても、独立し、しかも一定の社会的影響力を持った学者やテクノクラートがいた。[10] 第四に中国社会の転換を受け、国民党の社会統制力は不足し、伝統的な皇帝権力と紳士権力による社会支配モデルが事実上かなりの程度において継続された。[11] そのため、黄仁宇が喝破したように、国民党が中国大陸を支配した二〇年あまりの中で、上部構造を構築しただけで、[12] それは実際には存在せず、しかもその意思、政策を社会生活の隅々・社会の最底辺まで行き渡らせることはできず、それが追い求めた社会を改造する目標を実現できなかった。[13]

司法の面では、国民党はかなり早くから司法の「党化」を強調しており、その後も一連の措置を講じた。[14] 国民党政府が少なくともある種の事件について強力な直接的な支配力を持っていたことを示す証拠もある。[15] しかし、「党化」を強調すること自体、国民党の司法に対する支配・影響力が必ずしも隅々にまで行き渡っていたわけではないことを示している。こうした現実により、ある意味においては、国民党とその他の政治的ひいては政府の影響力を区別することができるかもしれない——とても困難ではあるが。

一九四九年以降の一時期において、こうした区別はすでに全く不可能になってしまった。不可能なのは、中共の影響力が弱かったからではなく、反対に強力すぎたからである。まず、中華人民共和国は政治的、経済的、文化的にハイレベルな統一を果たした近代的民族国家であり、わずか台湾のみが国民党政府に支配されていたに過ぎない。大陸には、地方の勢力が残存していたが、有力な地方の実力者はいなかった。第二に、その他の民主諸党派は存在したが、その他

の合法的政党はすべて中共の指導下に入った。例えば一九七八年の改革・開放以降に民主党派の政治的空間が広がったが、現行憲法によると、「中国共産党が指導する多党協力および政治協商制度」を採用している[16]。中共は様々な公式の――例えば政治協商会議――や非公式の――例えば党外人士との不定期的会談――制度により他党派の政策提案を聴取するとともに、選択的に受け入れる。はなはだしきに至っては、多くの民主党派の指導者自身が共産党の人間である。現在、少なくとも――私が知る限りでは――民主同盟、九三学社、致公党、台湾民主自治同盟の指導者は、共産党の人間である。第三に、あらゆる社会的エリートは、政府内であろうが、大学、ビジネス、主な社会団体においてであろうが、大多数は共産党員であり、その中には過激で、西洋社会からは異なる政治的見解を持つと考えられている人々が多く含まれている。一部のエリートは共産党員ではないかもしれないが、多くは共産党の指導を受け入れ、またそのうちの多くはしっかりとした共産党人である[17]。この意味において、中共は一貫して「プロレタリアートの前衛」、「中国の労働者階級の前衛」を自称し、「最高の理想と最終的目標は共産主義の実現である」と喧伝しているが[18]、たとえ「三つの代表」を提起する前であっても、早くから自らが「中国人民および中華民族の前衛」であることを強調し、それが追求する代表は「中国の最も広範な人民の根本利益[19]」であるとしていたため、ある意味では、もうひとつの「国民」党である。その政治綱領は、「文革」という深刻な過ちを含む、「左」や「右」の誤りがあったが、一般的には、当時の社会の多くの、あるいは主な政治勢力の支持を得てきた。

中共の政治綱領および厳密な組織構造により、社会の各レベル・分野におけるその影響力はすべてを覆い尽くしているといえる。現代中国において、中共は中国社会・政府の方向を決定する。国家政治の外で中共から独立した影響力を見いだすことはできず、また中共の影響を受けない独立した政府の政策、さらには本当に影響力のある、西洋の学者がいつも創作する軍の政策はあり得ない。この意味において、中共は現代中国の各事業を指導する中心勢力であるのみな

らず、現代中国社会の各レベル・各政治力の組織、動員、統合、表明メカニズムでもある。現代中国において、ほとんどの政治力は統合されたり、あるいは――「文革」期の「地主、富農、反革命分子、悪分子、右派分子」――政治的な表明をできなくなったりした。しかし、ここ二〇年あまりの改革・開放、特に「三つの代表」が中共党規約および憲法に書き込まれ[20]、中共は中国の最も広範な人民の根本利益を代表する執政党となることをますます追求するようになり、その執政能力を日増しに強調している[21]。

したがって、中国において、党、政府の官僚の身分の区別は実際にはそれほど重要ではない。例えば、中国の各行政ランクにおいて、あらゆる行政首長は党員であるのみならず、同ランクの党委員会のナンバー二であることが多い。各行政ランクの行政副職においては、一般的に非党員の副職は一名に限られている。党の幹部と行政幹部は交互に転任する。多くの省長は将来的に省党委員会書記に就任するであろうし、多くの省党委員会書記はかつて省長やその他の行政職務に就任した経験を持つ。こうした状況は中央から末端まで普遍的である。これまで、また今日においても、党の事務をもっぱら管理し、ないしはそれしか管理しない幹部は、各ランクの政治的意思決定層の中心や高層には入れない。

広義の政府の各部門において、また狭義の政府の多くの権能部門においても状況は似たり寄ったりである。例えば、各級人大の主任、政協主席、各級政府権能部門の首長はまた、所属先の党グループ書記であるのが常である。これまで、また今日においても、行政の副職が党グループ書記を担当するのはごく一部の権能部門においてのみである[22]。

司法権を行使する部門にもほとんど例外はない。一九四九年以降、歴代の最高人民裁判所長官、最高人民検察院検察長は、初代最高人民裁判所長官が民主党派の沈鈞儒であった以外に、いずれも党内および政府機関で高級職務に就いたことがあり、最高人民裁判所・最高人民検察院に赴任した後に、彼らは一般的にその党グループ書記にも就いた。こうした状況は今日においても変わらない。もちろん、今日においては、各裁判所、検察院内には一般的に民主党派人士一

名（同時に共産党員である者もいる）が副職に就いているが、そのほとんどは同クラスの党組織が選任したものであり、少なくとも党が信頼できる人物である。重大問題の決定において、彼／彼女達は裁判所・検察院の党グループ拡大会議に出席することが多い。

こうした体制の下で、司法制度およびその運行を考察するにあたり、社会の干渉、行政の干渉、党の干渉を区別しがたいばかりか、最も重要なことは、こうした区別をする必要がないということである。もしそれでも何とかして区別しようとすれば、それは実質的には西洋の政治モデルに中国の司法制度を押し込もうとしているのであり、「事態の変化を察していない」と言わざるを得ない。こうした「研究」は意義がないばかりか、反対に、中国の司法に本当に存在する問題を混濁させ、あるいは曖昧にするとともに、誤った解決方法を導き出すかもしれない。オッカムの剃刀を思い出していただきたい。私が見るところ、中国の基層司法制度を研究する際により重要なことは、どこからか生じる司法への影響力およびその実際上の利害得失、ならびに裁判所、検察院がその司法権能をよりよく履行するためにどのように制度を調整・改善するのかを具体的に発見・考察・検討することである。

注意するに値することは、現在の党には上意下達の制度が存在しており、また現代中国の社会革命により、確かに少なくない党の制度から党の指導者に至るまで、直接・間接に司法に影響を与え、干渉し、ひいてはこれを操縦している。まず、こうした干渉を、単純に不当な影響・干渉と見ることはできず、またそうすべきでもない。疑いなく、現代中国の社会変革において党は司法に対して様々な誤った影響・干渉を及ぼしてきており、党の政策上の過ちが災害的な結果をもたらしたことすらある。しかし、過激な「文革」期においてであろうと、党の組織または党の指導者は各チャンネルを通じてできる限りの範囲で社会革命・運動（司法上を含む）における過激さ・偏向を防止し、和らげようと努めた。今日、国内外の多くの人は、現代中国の社会問題をすべて党が指導する革命に結びつけるが、広い視野に立てば、近代

の中国革命がなければ、中国の今日の社会や司法の状況が必ず現状よりも良いとは想像しがたい。ここではこの点についてこれ以上立ち入らない。なぜなら、これは中国近代以降の社会変革の必要性および正当性をどう考えるかの問題に関わり、「主義主張や理想の違う者達の間で論争しても意味が無い」だけではなく、方法論から見ても、事実に反する仮定の問題に関わるからである。この点は後世の評価を待つほかない。しかし、近代中国革命を総体的に見て不可避であり、しかも中国にとっては全体としては改善である（私の考えであり、この点については後述する）と考えるのならば、全体としては党による現代中国司法の形成を受け入れるほかなかろう。多くの場合、馬を走らせたければ、馬に飼葉を与えなければならない。

しかし、私は決してこうした総合的判断により、より具体的な司法に対する党の影響・干渉についての分析・議論を遮断しようとは思っていない。今日において、党は「法による国家統治」という基本的国策を受け入れ、司法の独立も憲法に書き込んだが、依然として司法に対するこの党組織・個人の影響・干渉は存在する。しかし、第一に、干渉者が党員の指導的幹部であり、ひいては地方党組織の御旗の下で行われたとしても、その人の干渉が党の、あるいは所属する党組織を代表していることを意味しない。反対に、こうした干渉は常に党の方針・政策に反しており、党の規律に反している。県党委員会書記がある事案の処理について干渉する場合には、完全に私利私欲によるものであるかもしれず、そうであればそのために違法である。あるいは地方の利益のためであれば、それもそれ故に不当である。こうした干渉について、裁判所・検察院は法律上・党の規律上、干渉を拒絶する理由があり、また拒絶することができる。実際、一部の事案において、裁判所・検察院がこうした干渉に抵抗している――いつも成功するとは限らないが[23]。第二に、党が何らかの形で干渉したと思われる事案が少なくない。多くの事案を見たところ、例えば党が社会の注目を集めている問題の処理については指示を下すなどである。しかし実際には、党の指示がなくとも、関係司法部門は法律に基づき大

体同じ結果を出す可能性も十分ある。この場合、党の干渉に見えるものは、党の必要な政治的策略にすぎず、民衆の声に応え、もって自己の正統性と代表性を増強するためにすぎない。抽象的に見ると、こうした干渉は実際には、現代中国社会における政党の特殊な政治的統合・表明機能を履行していることになる。

党の干渉を区別し得ないもうひとつの重要な原因は、行政部門の干渉が実際には直接・間接に党の決定ないしは党の政策規定に拠るものであるかもしれないためである。外資を呼び込むために、一部の地方党委員会・政府・政府部門は直接的に裁判所に対してある外資を贔屓せよと指示するかもしれないだけではなく、地方人大または主務官庁が一般的な地方法規・政策規定を制定することを通じて、裁判所に対して、党中央または各級党委員会の中心活動に沿って行動するよう求める場合もある。こうした干渉は、どのような形式であろうとも、実際には党中央または地方党委員会の政治的判断・意思決定を含んでいる。これらの「干渉」が政府、ひいては「人大」から来たものだからといって、党から来たものではないとはいえない。

一般的レベルから見て、中国の最終的な政策決定権は党内にある。しかし、経験的レベルにおいては、司法に対する具体的干渉・影響が結局のところ党機構、政府機構、人大、政協、これらの機構の人のいずれから来ているのかは、干渉者本人の地方政治における実際の影響力、自身が有利・効果的と考える干渉機構、およびそれが持つ司法判断に影響を及ぼす具体的チャンネルによって決まる。そのため、司法への影響・関与を含む多くの具体的問題において、必ずしも党の組織により大きな影響力があるというわけではない。中国人はその他の地方の人々と同様にプラグマティックである。彼らはいつも効果的であり得るあらゆる手段を使って司法に干渉しようとし、その際には党、政府、人大、メディア、さらには合法か違法か（人間関係を利用するか、直接裁判官に賄賂を贈るか）も区別しない。

たとえ裁判所系統内（および検察系統内）であっても、上層から来る合法的、半合法的、非合法な法的性質・行政的

性質の影響・干渉があるが、これらの具体的な干渉が党のものか、それともそれ以外のものか、さらには制度的なものか、個人的なものかはいつも区別しがたい。最高裁判所のある決定、ひいては最高裁判所裁判委員会（裁判所内のわりあい司法問題に特化された司法業務機構）のある司法解釈が、最高裁判所の大法官達が党中央の政策に応じて決定したものである可能性は十分にある。[24] しかし、これらの決定も、党中央の政策を繰り返しただけではなく、裁判所内部または裁判所系統に実際に存在する問題に対してのものである可能性が十分にある。しかも、こうした状況はまた、各級裁判所に存在する普遍的現象でもある。

最後に注意に値することは、たとえ具体的事案に党が干渉し、例えばある「政法委員会」書記の指示（こうしたことは最近ではますます少なくなってきている）において、文字があったとしても、間違いなくある特別な処理結果を指し示しているかは不明確である。制定法と同様に、こうした指示は解釈が必要であり、またそうすることができる。もし追及していけば、多くの事件において異なる処理があれば、党（個人、機構）の干渉の結果と見なすことができる。しかし事実上、これらの結果は具体的事案を裁判する裁判官が党の干渉により自己の判断を粉飾した可能性の方が高い。

以上のことから、以下のような結論を導き出せる。第一に、現代中国においては、社会革命の影響および社会転換の必要性から、党の司法に対する影響力は強大かつ普遍的であるが、こうした影響はまた常にまとまりがなく、政策的なものである。干渉があったとしても、すべてが党の機構や党員の指導的幹部から直接来るものではない。第二に、党は自己の政治イデオロギーがあり、しかもそれは司法に影響を及ぼしうるが、こうしたイデオロギーは総体的には人類が普遍的に持つ基本的な正義感の許容範囲内にある。とはいえ、共産党の組織原則は普通の社会の現代法曹の運行ロジックと確かに衝突している。ただし、中国社会の発展に伴い、法曹自体のロジックが形成されつつあり、また制度化されつつある。第三に、具体的社会で活動している政党として、党は本質主義ではなく、様々な人、利益集団および政治力

は政党というメカニズムを通じて司法の運行に影響を及ぼし、干渉しようとし、その中には司法制度の形成と発展にとってプラスの意義もあれば、マイナスの意義もある。第四に、経験的レベルからいえば、純粋な党の干渉を区別しがたいだけではなく、こうした干渉が強烈なプラグマティズムの特徴を有していることに注意しなければならない。そのため、党の干渉とその他の干渉を厳密に区別することは、基層の司法制度の運行に対する理解を深められないばかりか、党のイデオロギーと本質主義に関する理解を強化する以外に、何ら学問的意義を持たない。

三：何が準拠枠となるか？

しかも、たとえ純粋な党の影響を切り分けることができたとしても、そうした研究は成立しがたい。というのは、ここには準拠枠の問題が潜んでいるからである。

確かに、中国の現在の司法には多くの問題があり、これらの問題は共産党の政治および政治イデオロギーにまでトレースでき、またその帰結とすることができるかもしれない――私見ではむしろ、中国の過去一〇〇年以上一貫して継続した人類史上未曾有の社会転換の帰結であるが。私が『送法下郷』を執筆した目的のひとつは、こうした問題を具体的に分析し、解決プランを求めることであった。おそらく私の努力不足、視野の狭さ、分析の不十分さ、さらには盲点の存在などでこの研究には多くの問題がある。しかし、このことは、どのような価値ある学術著作であっても、アップハム教授が期待したような方法で中国の司法における「政治および政治権力」を示すことができるということを意味しない。なぜなら、最初の難題は、基準となる政治と司法の関係の準拠枠を構築できず、ひいては想像すらできないからである。経験的であろうと、あるいは理念型としてであろうとも、またこれにより党の基層司法に対する影響・干渉を客観的に

計測し、またこれらの影響・干渉のシステマティックな利害を評価するような準拠枠をである。

なぜなら、まず、今日の世界の大多数の近代国家には政党があり、司法の独立は公認の原則であるが、政党の司法に対する影響および様々な形の干渉が存在しているからである。こうした影響・干渉はその程度において中国の状況とは大きく異なるかもしれないが、こうした影響は同様に単発的・普遍的である。実際、今日の近代国家において、政党の積極的参与・干渉がなければ、現代的意義における制度としての司法の独立があるか否か、または確保されているか否かは想像しがたい。このことは茶化しているように聞こえるかもしれないが、それが歴史であるばかりか、今日の事実でもある。連邦党に対する忠誠心からではなく、共和民主党に対する断固とした抵抗から、マーシャル主席裁判官は著名なマーベリー対マディソン事件において、[25] アメリカの司法独立制度の核心のひとつである司法審査制度を不注意で作ってしまったとでもいうのだろうか。

これは司法の独立の初期のことであるというかもしれない。しかし、今日に至るまで、世界各国において、政党政治は依然として各国の「司法の独立」を支え、これに影響を及ぼし、またこれを保証している。今日、西洋の一部の国においても、司法の独立はかなりの程度において政党制度により保証されている。換言すると、これらの政党制度がなければ、各国の形式的な司法の独立もない。例えばアメリカでは、連邦裁判所の裁判官は、大統領が指名し、上院の助言と承認を得て任命されており、二大政党政治は司法に一定の影響を及ぼしている。他方で、少なくともかなりのアメリカの裁判官は、主要政党の政治イデオロギーを支持しており、政党のイデオロギーや利益のために自主的に司法活動を行う。[26] ウォーレン・コートはその典型例である。このほか、アメリカの多くの州は裁判官の選挙制・リコール制を採用している。こうした制度は様々な程度において政党政治の影響・干渉を受けている。私を含めこうした政党の司法に対する影響・干渉を認め、合法と考えるよう主張し、しかもこれが現代中国の裁判官が受ける政党政治の影響と程度、

ひいては性質において同日に論ずることができないことを認めるが、私、アップハム教授、および多くの人がアメリカ政治におけるこうした政党政治の司法への干渉が不可避的であることを受け入れている。しかし、だからといって、これが政党政治の司法に対する影響・干渉であることを否定することはできない。

多くの人（しかし各人ではない）とはいっても、すべての問題についてではない。アメリカではときには、アップハムや他のアメリカの教授が行き過ぎと考えるであろう干渉が生じている。例えば、一九八七年のロバート・ボーク判事任命における両党の争いである。それは少なくともボーク判事から見ると、不当な政党政治の干渉であった。[27] もちろん、これはボーク判事の考えにすぎない。しかし、もしボーク判事の指名が上院の多数の承認を得たとすれば、これは別の立場（例えば、ボーク判事に断固反対したケネディ上院議員および当時のバイデン上院司法委員会主任）から見れば、やはり政党政治の干渉ではないのか？更に論を進めると、ボーク判事の指名問題はすでに恒例化したアメリカの政党政治の司法に対する影響の氷山の一角を暴露したにすぎない。その実、より強力な政党政治は始まった瞬間から大体の結果を決定している。争いがあまりない裁判官の承認は、政治的な、または政治的に中立な裁判官の承認では決してない。[28] 裁判官の指名であろうと、その承認であろうと、ほとんどが政治的な配慮による。

政治的影響・干渉は裁判官の指名・承認において反映されるだけではなく、さらに具体的事案の裁判においても見られる。政治家である党首の干渉だけではなく、政治家である裁判官の自主的協力もあり、さらには正常な範囲を越えているというべきものすらある。最も有名なのは、マーベリー対マディソン事件のマーシャル主席裁判官である。本件においては、どこかの党首が彼に対して裁判上こうすべきと求めたわけではなく、彼は自主的に動いた。確固たる政党イデオロギーが彼にアメリカの憲法制度にとって偉大な判決を下させたのである。過去五〇年のウォーレン・コート、バーガー・コート、ひいてはレンキスト・コートもかなりの程度において同様である。[29] 最近のブッシュ対ゴア事件はその

証左である。[30]

なお、中国の基層裁判所に対する党の影響と干渉が、アメリカの裁判所の運行に対する政党政治の影響や干渉と同じであるとは一言も述べていないことに注意されたい。両者は全く異なる。アメリカは二大政党制であり、中国では「党はすべてを指導する」。アメリカでは、司法に対する政治の影響の大部分は、裁判官自身の党派イデオロギー・綱領の自主的忠誠によるものであるかもしれないが、中国における司法に対する政治の影響は、そのほとんどの場合が、裁判官に対する党組織の要求および党の規律から生じるものであり、その中には、アメリカなど西側の法治国家においては政党の規律や要求ではなく、公務員ひいては近代市民の基本的資質としての要求が含まれている。アメリカの連邦裁判所系統には裁判官の終身制および高給が保障されているため、裁判官が一部の事案の判決でその党に「背反」しても何の問題もないが、[31]中国では、公務員である裁判官は一部の学者の著作においてでなければ、こうした安堵は得られない。したがって私は、中米両国における政党政治の司法に対する干渉・影響は程度問題であり、また質的問題でもあることを認める。

加えて、以上の私の議論は、中国がアメリカなどの西洋の法治国家から学ぶべきではない、ということを意味するわけではない。それとは正反対に、現代中国の問題に答え、それを効果的に解決するために、中国は今まさに学んでおり、私もそれに賛成する。例えば、先述の恒例化、通常化された政治過程の裁判官に対する影響などである。

ただし、これらを承認したとしても、やはりこれらは私が議論した学術問題とは関係がない。私の問題は、何が政党政治と司法の関係を適切に計測する準拠枠であるか、である。まさかアメリカを基準にすべきとでもいうのか?あるいは、イギリス、ドイツ、フランスを基準にすべきとでもいうのか?それとも世界各国の司法政治の実践からひとつの基準を構築するのか?そうだとしても、なぜそれらが基準となるのか?しかも中国の基準に?こうした比較法的な理念型

または統計基準がなぜ規範的意味を持つのか？その正当性はどこにあるのか？もしアメリカのティップ・オニール元下院議長の「あらゆる政治は、地方的なものである」[32]という言葉どおりであるならば、司法政治上、普遍的に適用できる基準を採用することができ、またそうすべきとなるのか？私は一貫して拒んでいるが、アップハム教授は私が堅持しているとする単線的進化論を採らない限りは――このモデルでなければこうした基準を受け入れることはできない。

それとも、一次的な経験的資料を捨て去り、司法と政党の関係に関する理念型を直接的に構築して準拠枠とすべきなのか？もちろんこれは可能であり、その実、困難でもない。あるいは、権力分立という概念ないしは多くのこの類の命題から司法と政党の関係を演繹すべきなのか？これも可能であり、私はきれいに演繹してくることができる。ただ、これらは以上の理念型または演繹してきた政党政治／司法関係が正当であるか（権力分立概念自体が西洋に端を発し、西洋文化の色彩を帯びていることはさておき）を証明することができないのである――我々がオースティン、ケルゼン、ドォーキンのような本質主義者であり、我々の現行の政党／司法関係をめぐる経験的資料の上に真に正しい政党／司法関係に関する恒久的実体が存在すると信じない限り。しかし、アップハムは法社会学者である。実際、たとえどのようなハードケースであっても唯一正しい答えがあると信じて疑わない[33]ドォーキンであっても、分析法学のしっかりとした信奉者ではなく、一部の学者が指摘するように、彼はプラグマティストである[34]。

基準を少し緩和し、司法制度が身を置く各国の状況に応じて、「わりあい合理的な」党と司法制度との関係を構築することができるかもしれない。しかし方法論上、そのようなものが構築され、もし成立し得るとするならば、アップハム教授が同書を批判した際に隠されていたアメリカ基準、ないしは比較法的理念型、本質主義的基準から背離し、必ずや私が同書の中で堅持したコンテキスト主義的、結果主義的、プラグマティスティックな基準に立ち戻らなければならない。それは、中国社会の歴史と現実（そこには国際的要素が当然に含まれる）のコンテキストにおいて、政党・政府・

司法の関係における実際上の、および可能性のあるシステム的な結果によって、現代中国の党・政府―司法関係の優劣・利害を評価する、というものである。たとえそうであっても、合理的であるか否かの問題においてはまた、無数の論争が避けられない。例えば私見では、『送法下郷』において、私はわりあい合理的な党・政府―司法関係の分析枠組みおよび準拠枠を構築するとともに、対象を絞って一連の問題を検討した。しかし、アップハム教授はやはり同書は「政治と政治権力が見えてこない」と考える。そのため、我々はこの枠組みと準拠枠が合理的であるか否かについて長期間論争し、多くの論文を発表することができる。

あらゆる論争が有用であるわけではないばかりか、たとえこの合理的な準拠枠について見解が一致したとしても、この準拠枠が有用であるかは自明のことではない。概念から演繹してきたものであろうと、各国の経験的資料から抽象化したものであろうと、さらにはアメリカや他の国の実践をそのまま基準としようとも、これらの準拠枠のすべての機能は、よくても現代中国の党・政府―司法関係を衡量・批判する別の基準を提供し、正義や真理は自分たちにあると我々を思い込ませるだけである。しかしそれは中国の現実の理解に役立たないばかりか、中国の現実を変えるのにも役立たない――結果がまだましであれば。結果がひどければ、こうした準拠枠は壁にぶち当たるのが定めである。というのは、中国社会における今日の政党政治と司法の関係の局面や形態は、初めから概念から演繹してきたものではなく、あるイデオロギーから演繹されたものではなく、またある外国を基準に形作ったものでもなく、中国の近現代における社会発展の産物――多くの社会的変数が促成した結果である。

四．制度および制度の代替物としての政党

そのため、アップハムの学問的批判に対するリプライについて、私はここで歩みを止めるわけにはいかない。ここで手を休めれば、単なる方法論上の弁解にすぎないと思われ、それがたとえ成立したとしても、アップハムの矢から逃れたにすぎない。さらには、こうした方法論上の弁解であるために、アップハム教授の批判に隠された、中国の党・政府―司法関係は問題であるという具体的な判断、および彼の党・政府―司法の一般的なしかるべき関係についての普遍的判断を人々の中で知らず知らずに強化してしまいかねない。

より重要なことは、至急検討する必要があり、また本来ならばそれが可能であり、またその価値も高い領域を放置しておくことになり、しかも現代中国史、中共および中国の司法制度にとって極めて不公平ということである。そのため本節では、ひとつの思考実験として、中国の現在の党・政府―司法関係はその発生について合理性・正当性があり、それは中国社会の近代化転換の必然であると主張・論証したい。もしこの論証が条理にかなうならば、アップハム教授の私に対する批判自体に――方法論上および価値判断において――問題あることをよりはっきりと示すことになる。このほか、この論証自体はまた中国の現在の党・政府―司法関係に内在する社会科学的切り口による読解であるため、当該関係における多くの問題の弁識、理解、評価、計測ないしは回答のために新たな可能性のある成り立ち得る準拠枠を提供することになる。そして、この点を成し遂げれば、その成否を問わず、中国の司法制度の学術研究を推進することになろう。

こうした作業はリスクを伴う。私自身にとってだけではなく、さらには中国が今まさに行っている社会変革と司法改革にとっては、よりリスクが大きい。私は国内外のイデオロギーの大旗を掲げた「学術ゴロ」や社会の人々に保守派、反動派、党の代弁者というレッテルを貼られているに違いない。私はこんなことを心配しているのではない。重要なことは、私のこの議論が、もし非常にしっかりとしたものであれば、社会にとって急需の政治システム・司法制度の改革

を遅らせることになるかもしれない、という点である。しかも、私の努力が論理的に成功し、説得力（正しいとは限らない）があればあるほど、こうしたリスクは大きくなる。私には学術的な探求心があり、またより大きな社会的責任感があり、やるからには結果を求める。少なくとも私の学術研究が自己の社会的責任感に引きずられるときもある。しかし、少なくとも現在の判断から、この努力は良くない結果をもたらすものではないと思われる。改革に対する社会的ニーズが論理的にしっかりとした論証により中断されることはなかろう。もし中断されるのであれば、それは、この社会の改革のニーズ自体が十分に強くなく、あるいはこのニーズに問題があり、ひいては虚偽のものであることを示している。たとえそうであったとしても、私はやはり自らのこうした考慮と不安を書き記し、読者に伝え、読者が自分で本節の分析・論証を考え、評価し、自らの判断を下すよう望む。私見では、中国の問題を考察する上での新しい考え方を打ち出すことは、教条主義的にある種の見解に固執することよりも、中国の長期的な社会・学術の発展に重要である。

近代以降の中国の党・政府―司法関係は、中国の近代化の歴史プロセスにおいて次第に形成されたものである。一八四〇年以降の近現代中国は、経済的には小農経済から工商経済への転換、政治的には伝統的文化統一共同体から政治的に統一された近代的民族国家への転換、文化的には農業社会の人文主導の文化から都市社会の科学主導の文化への転換といった歴史的転換を達成しなければならなかった(35)。地域、時間、人口などの基本的変数を考えれば、これは未曾有の歴史的転換である。強力な政治的核心としての力がある指導・誘導がなければ、中国というこれほど巨大な農業社会が、列強が虎視眈々と狙っている国際社会の中で非常に広範にわたる「自生的自発的な秩序変革」を成し遂げるという転換を、短期間で成功させることはとても想像できない。民国初期の混乱はその証左である。中共および国民党が全国的な革命党として登場し、また二度にわたる合作を経て、ようやく中国社会は初歩的な統一に向かった。しかも、第二次世界大戦という国際情勢の下で、近代以降の中国が外来の侵略に抵抗して初勝利を収めたのであった。

中共と国民党には大きな違いがあり、また後述するように、各自が客観的に依拠した基本的大衆にも大きな違いあることを指摘しておかねばならない。しかし、別の角度から見れば、共産党であろうと国民党であろうと、ともに西洋諸国の主要政党と大きく異なる。それらは、相当長期にわたる政治的、経済的、社会的な歴史的使命であったと後に証明される、中国の帝政が崩壊した歴史的条件下で、中国においてありとあらゆる方法で様々な政治勢力を結集し、利益の統合を加えて、列強が覇を競う世界でこの民族の生存、発展、繁栄を達成するための最も基本的な前提、すなわち国家の統一、独立、自由を自覚的に意識し、それを担った。これがいわゆる「建国」（constitution of the nation-state）を、またその後、国の力による経済、社会、政治、文化の迅速な発展を推進したのであった。他方で当時、西洋諸国の主要政党は基本的に確立された政体（constitution）において、基本的に政治的利益に対する個人が信じる連合による追求に依拠し、一般的に、それらは中共や国民党が直面した歴史的問題には会わず、同様の歴史的使命を担わなかった。そのため、こうした長期的な政治目標がなかった。この歴史的使命のため、中共（および国民党）はまずは革命党であり、執政党ではなかった。政権を執った後でも、やはり革命党の役割を一貫して担い、社会を導き社会改革、土地改革および工業改革を達成させなければならなかった[36]。このことはさらに一歩進んで、中共（および国民党）にはさらにエリート性質がなければならない、すなわち社会の改革・発展の目標および基本的措置を提起し、こうした努力の中で近代的民族国家を一歩一歩建設し、新しい社会政治権力の構造を完成させる能力がなければならないことを決定づけた。これが憲法（Constitution）の本意である。しかしまたそのために、それは単なるエリートの党だけであってはならず、様々な社会的政治勢力を統合し、その他の利益の呼び声を代弁し、長期的目標および具体的な政策措置を結びつけ、実行に移す能力も不可欠であるため、大衆政党の性質も必要である[37]。この二点のために、共産党であろうと国民党であろうとも、ともに厳格な党の規律および組織制度がある政党であり、それらはハイレベルな組織化を通じて党の方針・政策

を徹底する政党であり、ともに「民主集中制」ないしは「組織化された民主主義、規律のある自由」を強調し、党員が党の規律に違反すれば、除名を含む党内の処分を受けることになる。(38)

このように組織された政党は、社会変革を推進し、導く主力軍であるのみならず、近現代中国社会の重要な制度の代替物である。執政前、それは社会を動員・組織するメカニズムである。党組織、党の幹部、ひいては普通の党員も、そのために通常のシステムにおける官僚制および官僚の代替物となる。執政後は、引き続きその社会を動員・組織する機能のほかに、現代社会の統治に必須の官僚集団および官僚制度を欠く場合に、かなりの程度において官僚制の役割を果たすと同時に、この過程において近代国家の官僚集団を次第に形成しなければならない。

その目標が社会の変化と転換を導くことである以上、民主主義を勝ち取ることを目標とするが、党の組織は直接的に人民民主主義に立脚することはできず(人民は一般的に保守的傾向にあり、その目もそれほど遠くを見ていない)、エリート、そして前衛としての党の役割を、また社会変革における党の指導と指導部の指導的役割を強調しなければならない。しかし、効果的に大衆を率い、大衆から乖離せず、党の代表性を保証するためには、同時に党内である程度の民主主義(共産党の「民主集中制」、国民党の「組織化された民主主義」)を堅持しなければならない。このような党の組織は、それゆえに、執政前であろうと執政後であろうと、それが代表する様々な政治力を統合し、多くの政治的利益のバランスをとる準憲政体制――一種の憲政の代替物である(国民党は軍政、訓政を経てから憲政に達するとはっきりと強調していた)。党の規律、党の方針・政策はそのためにいつも法律のある種の役割を果たし、あるいは執政後には、その他の法律と同じように社会の秩序を維持する。そのため、国民党の大陸執政期間に生じた「党による国家統治」の「党国」は不可避的である。(39) 共産党は一貫して国民党の「党による国家統治」の理念を批判してきたが、執政前にもかかわらず、そこには同様の傾向が生じていた。(40) 一九四九年以降、「党はすべてを指導する」をより強調するようになり、文革期に

はさらに「党の一元的指導」を行った。まさにアメリカのカービィが二〇世紀中国の「党国」の特徴を分析した際に、「党国の目標は決して政府を指導することだけではなく、中国の人民を改造して、新民族国家の市民を鋳造しなければならない」と指摘し、また「党国はまた発展を求める政体であり、その目的は上意下達式の中国全人民の動員化・工業化を達成することにある」と指摘したとおりである(41)。

この歴史的使命のため、こうした体制はまた必然的に長期間持続する。なぜなら、執政は憲政が樹立したことと同義ではないだけではなく、さらには当該政党が追求してきた歴史的使命の完成ではなく、国家権力の力によりその政治理念の実現を推進しようとするからである。しかし同時に、執政期間中、社会・国家を安定的かつ効果的に支配するために、また政治的正統性を得るためにも、それは段階的に、通常の制度の樹立を含む、国民大会または全国人民代表大会の類の代議制度を実施し、近代的な官僚制（公務員制度）を樹立し、司法を打ち立て、司法制度を整備しなければならない。しかして、この過程はまた革命党が執政党へと転換し、エリート党である「前衛」から大衆政党へと転換する過程でもある。これは短くない歴史的時期である。というのは、民族国家の一連の制度は時間がかかってようやく真に確立するものであり、またこうした制度の確立過程は同時に政党自体の転換過程でもあるからである。

そのため、我々はなぜ中国の近現代および現代において、司法が完全に独立できないだけではなく、また欧米の発展した諸国のように政党の影響が小さく、干渉が少なく、しかも通常化・制度化されている状態ではあり得ないのかを理解できよう。今、中国で政権を執る政党は、その政治理念、政策方針および組織系統を通じて形成された司法を含むあらゆる近代的国家機構がなければならず、またそれを持っている。国民党の司法が「党化」されようと、共産党の「法の田舎への普及」、あるいは司法部門内の「党グループ」や党内の「政法委員会」であろうと、これらの具体的な現象・制度の誕生には確かに偶然の産物もしれないが、党の全面的指導、影響、支配は必然的現象であり、また普遍的現象で

もある。このことはまた上述の、現代中国において何が党の影響・干渉であり、何がそうではないかを区別しがたい、という現象をもたらしている。実際、この司法制度はまさに中共が作ったものである。

先ほど、中国共産党と中国国民党に大きな違いがあると指摘した。その中で最も重要な違いは、それぞれが代表・統合する主な社会勢力が大きく異なることである。中国国民党は一九二〇年代後半に執政の地位に就いた後、基本的には清末以降のテクノクラートを受け継ぎ、社会の大部分の専門家や中・上流階層のインテリゲンチャを吸収した。なぜなら、これらの人々は執政党内、および全国を支配する政府内で自己の力をより発揮できたからである。しかも、国民党を構成する主な勢力のひとつは、黄埔軍校の士官達であり、この軍人達がかなりの程度において官僚制を代替していた。他方、中共は戦争時代に、統一戦線を追求したが、テクノクラート、専門家、中・上流階層のインテリゲンチャの広範な参与を得られなかったのは、それらの能力を発揮する場がなかったほかに、さらには大きなリスクを冒さなければならなかったからである。共産党には安定した幹部の忠誠心を育てる黄埔軍校がなかった――共産党の士官は基本的に実践から生まれてきた。そのため、中共は国民党よりも近代的な組織制度および人材を利用する可能性を欠いていたといえよう。中共が指導する隊伍は、主に農民やその他の社会の下層の人々からなり、農民自体がその生産方式に近代性を欠くため、長期的展望を欠くだけではなく、非組織化の傾向もあった。こうした大衆を土台として革命を進め、成功するためには、より強力な党の指導、より厳格な組織規律、より強烈な政治的イデオロギーが不可欠であった。(42) 有効な制度の代替物は必然的に、中共がより組織化され、規律がより厳しく、イデオロギーの色彩が濃厚な政党になるよう要求し、また促す。多くの証拠によると、国民党の大陸における執政期間中の党組織および党幹部の政権内の実際的地位および政治的影響力は、共産党の同類の組織および幹部よりも低く、また弱かった。例えば、国民党の中央宣伝部長、組織部長の政治的影響力は中共の中央宣伝部長、組織部長に遙かに及ばなかった。地方政治において、国民党の地方党

部の影響力は、共産党の各級党委員会に遙かに及ばなかった。[43] 国共両党の違いは、両党が利用できる社会条件の違いによりもたらされたものであり、両党の間のイデオロギー上の違いという要素はそれほど重要でないのかもしれない。

しかし、中共のハイレベルな組織性は、もとより近代国家の建設のために必須の官僚制を効果的に補うが、他方、とりわけ執政後においては、こうした官僚制および専門部隊の適時の誕生と迅速な発展を阻害し、また官僚制および専門家をそれほど強烈に必要としなかった。一九四九年以降、中共の政権はかなり長い間、革命党としての性質を維持し、執政党へとすぐに転換せず、テクノクラート、公務員の集団はずっと効果的に形成されてこなかった。国家事務においては、党による行政代行といった現象がかなり普遍的なものとなっており、党は絶対的な主導的地位を占めていた。政治上の忠誠心、イデオロギーの純潔性が国家幹部（公務員）を選抜する主な基準となった。裁判所・検察院系統でももちろん同じである。[44] 八〇年代になり、中共はようやく知識、人材の重視を強調するようになり、幹部の革命化、低年齢化、知識化、専門化を強調し、高等教育が安定的に発展を遂げ、特に大卒人数が安定的かつ迅速に増加した後に、こうした状況にようやく変化の兆しが見られた。一九九三年八月、国務院が国家公務員暫定条例[45]を発布したことは根本的変化を示している。裁判所でも、九〇年代中期になり、「退役軍人の裁判所への再就職」について批判が出てきた。この問題を提起したのは法学者であるが、[46] 裁判所内ですぐに呼応する声が生まれ、その後の一連の改革を引き起こした。[47] このことは、新時代の法律テクノクラート集団が何らかの方式で既存の体制に戦いを挑むようになったことを意味している。

中国大陸では八〇年代中期から党政分離[48]が叫ばれていたが、進展は速くも大きくもなく、ひいては一九八九年以降は停滞状態に陥ってしまったため、現在、この体制は多くの問題に直面している。唯一ではないが、際立っている問題として、二重制度がある。それは、同じ事務について、党と政府がそれぞれ相応の機構と人員を有することである。さ

らには、党の組織ロジックが専門権能機構を形成する組織ロジックを阻害している場合もあり[49]、このため取引コストが高くなり、業務効率が大幅に低下している。党の執政としての地位は、多くの日和見主義者が各自の地位を利用して、イデオロギー的言辞に借りて影響力を拡大するために可能性と利便を創造している。そのため、中共も一貫して、党の指導を強化するというスローガンの下で党の指導を改善し[50]、時代と共に歩むことを強調し、党・政府建設を全面的に推し進め、新しい党・政府－司法関係を構築しようと努めている[51]。改革の道はなお険しい。国際的に、こうした制度はなお、西洋先進諸国から、ほとんどがイデオロギーや戦略的利益衡量に基づくものだとする批判・非難を受けている。たとえそうであったとしても、歴史、機能、全体および結果から見て、こうした政党主導の政治システムは、中国における近代的民族国家の建設にとっては多大なる歴史的功績を有すると思われる。それは実質的には、現代政治の枠組みをまったく持たない小農経済国において、迅速に政治的・社会的近代化を達成し、近代的民族国家を建設する道を切り拓いたのである。

今日、この体制は多くの面で中国社会に完全に適合しなくなっており、早急に解決しなければならない問題を多く抱えている。しかし、簡単に廃棄することは、現実的でないばかりか、その後のことを考えれば、その結果も良いものではない。なぜなら、現段階では完全な制度の代替物はなく、また政治的結集力、組織力および推進力を持つ取って代わり得る政党がないからである。また別の側面から見れば、過去の三〇年近くの間、主にはやはり中共自体の努力により、中国の近代化を推し進めてきた。もし感情的にならず、またイデオロギーを前面に押し出さなければ、中共よりも中国の近代化をより良く指導できた代替物があるとも言い難いであろう。

このことは、たとえ司法系統内であっても否定できない。中国の現在の司法制度改革は、社会経済の転換がもたらした巨大な社会的圧力を受けてのものではあるが、司法制度改革を真に組織的に推進しようとしている主な勢力は、やは

り主には中共（インテリゲンチャの党員を含む）であり、また党の方針・政策を徹底することを通じて発動し、党の規律により保証されている。私は多くの具体的な改革措置を完全に支持しているわけではなく、また多くの改革措置の中にすでに利ばかりではなく弊害もあることが証明されており、さらには利益より弊害が大きいものもある。党の支配は確かに司法の独立、特に裁判官の独立に深く影響しているが、公正にいえば、こうした党内コントロールはまた、かなりの程度において社会転換期におけるその他の代替制度が不十分なために生じる裁判官の腐敗、懈怠、えこひいきなどの問題を抑制している――最後の点については、多くの理想主義の法律家の中で争いがあるが。

私個人は他人からの批判を尊重している。しかし私見では、この点は弁論そのものにより解決できるものではなく、その評価には一定の時間がかかり、実験・経験的研究を経て、最終的に結果を得てからいうべきである。私はここであわただしく結論を下したくはなく、むしろ論争、さらには反論を受け入れたい。しかし、このことはやはり、中国の近現代、特に現代において党、政府、司法の関係を研究する際にはマクロ的な開かれた視野が不可欠であり、せせこましく小さくまとまってはならない、ということを示している。慌ただしく、西洋の経験やイデオロギー、あるいは西洋の政治家の戦略的衡量にのみ依拠して得た結論は、学術的に何ら価値がないだけではなく、また実践の根拠および可能性もないものである。自由主義の理論、進化経済学の見地から、制度の発展と刷新は必ず各制度の競争を生き抜いてきたものであり、社会発展の変遷の道はあらかじめ決まっていない。我々は、現代中国の党・政府・司法関係について学術的な理解を維持しなければならない。必要な場合には真の学問的評価をすべきである。

五．中国司法研究の学術的枠組みの再構築

近現代中国の社会革命における政党の社会統合、表現、建国および制度刷新作用を理解した以上、西洋の成功した法治や司法の経験であろうとも、適度な学術的警戒心を持たなければならない。警戒は敵視ではない。西洋の法治が成功したからといって、元々は西洋の歴史的経験にはまっていた制度の現状や理論的記述を抽象化し、普遍的な道理と考え、基準とすれば、それはまたイデオロギーとなる。中国の党・政府―司法関係が本質的に西洋社会の経験である定式に合致しなければ、当然にいわゆる学術的批判の対象となり、改革の対象となるといった事態は、西洋の多くの中国研究者の中ではかなり普遍的である。彼らは意識的にイデオロギーを評価基準としているわけではなく、多くの人が中国を理解しようと努めていることは確かであるが、西洋社会の経験は知らず知らずのうちに、なぜ中国がそうなっているのかを実際に身を置いて理解しようとすることを妨げ、中国はなぜこうした状況になるのかについての価値中立的な同情的理解を妨げ、また彼らの想像力を妨げる。彼らの生活世界が彼らの想像の縁を構築したのである。

西洋の社会環境・歴史以外に、西洋の学者に影響を及ぼし、また中国の学者にも影響を及ぼしたアクターには、さらにソ連・東欧諸国の党・政府―司法関係に関する研究成果がある。西洋法治国家の経験を基礎としてソ連・東方諸国を研究し、得られる結論はもちろん、共産党体制下では、政党の主な役割は共産党に多かれ少なかれ反目する官僚制をコントロールすることができる、というものであった。ここでの暗黙の前提は、両者の相対的分離、両者の利益衝突であり、しかも官僚制が先に誕生し、共産党のコントロールが後に登場した、というものであった。こうした仮定は、当時のソ連および東欧諸国においては成立したため、適切であったのだろう。例えば、ソ連の初期・中期における多くの赤軍士官、ひいては高級将校（誤って殺害されたトゥハチェフスキー元帥および第二次世界大戦の一番の功績者ジューコフ元帥を含み）は、いずれも白軍の出であった。ソ連共産党の政治的指導・支配を守るために、ソ連共産党は政治委員を派遣して党の路線の執行を保証したのであった。初期ソ連における多くの企業、政府部門も同様であった。まさにソ

連・東欧諸国における「政治が先で党が後」の経験に基づき、欧米の研究は共産党国家における党による政治への干渉というモデルを形成したのであった。しかし、このモデルは現代中国には完全には適用できない。なぜなら、近現代中国においては、執政の前後を問わず、また国民党であろうと共産党であろうとも、何らかの程度で「党が先で政治が後」であったからである。共産党はより顕著である。共産党設立が先で（一九二一年）、共産党の軍隊（一九二七年）、政権および司法（一九四九年）の樹立はその後であり、軍隊、政権および司法などの国家装置のほとんどは共産党という組織制度が創造したものであった。中国社会で長い間伝えられてきた言い方に、党が紅軍を創設したのである、共産党がなければ新中国はなかった、というものがある。これらは真実であり、プロパガンダの要素もあるが、フィクションではない。注意するに値することは、このすべてが私の発見ではないということである。中共はその実、実践において古くから中国とソ連・東欧諸国の間の政治工作幹部の差異に気づいていた。一九三六年、毛沢東は政治委員の軍事指揮員への転任問題について、中ソの差異を指摘した。すなわち、中共の軍事幹部、政治幹部は党が養成したものであり、少なくない軍事幹部が白軍の出であり、政治委員が党から軍に派遣され一切を監督するというソ連軍とは完全に同じではない[52]。こうした現象は中共の政権、軍隊、司法のどこでもかなり見られる。中国軍の将軍、新中国の外交官、中国の最初の大型プロジェクトの建設者を思い浮かべていただきたい。

以上のように、本稿は決してアップハムなどの外国の学者に向けられたものではない。私は中国に身を置き、中国語で執筆しており、私が想定する読者のほとんどはやはり中国の読者であり、本稿の真の意義はこうした読者にこそある。現代中国の法制度を研究する際には、中国の近代史および中国の政党というかなり特別な大背景を絶対に避けることはできず、また避けるべきではなく、これをまず理解しなければならないことを論証した。いわゆる政党の問題を避けることはできないということには、少なくともいくつかの意味がある。第一に、現代中国の法制度の構造において中共が

持つほとんど及ばないところがない巨大な影響力に眼を向けざるを得ない。このことは、党を現代中国の法制度の構成要素として見なければならないことを意味する。そのため、問題が山積する中国の司法の現状も理論・見解の誤りが招いた異常事態ではなく、まずは具体的な状態として見なければならない。次に、現代中国の司法制度には多くの短所、問題ひいては誤りがあり、また直接間接に中共と関係しているが、だからといって、司法制度に対する中共の貢献に目を閉ざしてはならない。実際、こうした貢献と区別しがたい欠点や誤りもあり、一枚のコインの表と裏にすぎないこともある。中国の司法制度を真に研究しようとする学者は、この二点を避けることはできない。

多くの現代中国研究者にとっては、極左政治に対する嫌悪感、アレルギー、恐怖からか、また法治への指向からか、中国の司法の問題を議論する際にはほとんど、政党の議論を望まず、ないしはこれを意識的に避けている。しかし、本稿はさらに、こうした沈黙の背後には別の可能性、すなわち現行の基本が西洋の経験に基づくが、世界的に普遍的であるとラベリングされている司法制度理論の枠組みで中国の司法制度の歴史と現実を覆いきれなくなったかもしれないという可能性を明らかにした。そのため、中国の司法制度に存在する党・政府―司法関係に関連する多くの問題に直面した際の反応はだいたい次の二つである。ひとつは、外国の司法の独立または司法審査の例および輝かしい歴史を大量に列挙し、中国の人民、中国政府および中共を説得し、西洋モデルにより中国の司法改革ひいては司法革命を推進しようとしたり、あるいは政党の議論を避け、現代中国の司法における政党の影響力が次第に消えていくことに期待を寄せたりする。中国の司法改革を推進する策略として、これらは道理がないわけではない。しかし私は、こうした策略は成功しないだろうし、あまりにもナイーブであると考える。成功し得ない理由は、中国においては司法に対する党・政府の影響が歴史的に形成されたものであり、すでに既成事実となっている以上、あなたが好きだろうが嫌いだろうが、政党はこの司法制度の運行にとって重要な一部であり、効果的に司法を改革しようとするならば、それを直視しなければな

らないからである。

もうひとつの反応は、反対である。これは現在の中国の学者に中ではかなり広まっている。ただ、その前提はやはりこの制度の誕生と現状を理解しようと努力していないことである。彼らは単純に現状を歴史と見なす誤りに慣れており、多くの中国の変数を見ず、あるいは見えず、こうした変数が現代中国の司法の因果関係を構築していることが見えていない。彼らは伝統的な唯心史観を堅持し、系図学ないしは唯物史観の見地から制度の歴史を理解することができないため、当初は司法の中では異質な力量であったものが、今では統合されていることが見えていない。彼らは空想上の純真な司法が誕生する輝かしい瞬間、およびその後永遠に続く完全無欠および純潔に浸っている。こうした希望は、司法改革の信念の確立および司法改革の勇気のとって非常に重要ではあるが、改革の成功には何の役にも立たない。

以上の二つの態度は、いずれにせよ、彼らが因果関係のレベルで歴史を直視したがらないか、あるいはその能力がない点に問題がある。昨日の正当性と合理性は、必ずしも今日の正当性と合理性を意味しない。これは何ら疑問のないことである。今日、中国の改革と発展に伴い、党・政府－司法関係は必ず調整・改革しなければならない。改革の活路を切り拓くためには、八〇年代中期に提起された党政分離であろうが、今日の政党の包括的な代表性の拡大を特徴とする「三つの代表」であろうが、あるいはそれ以外であろうが、法学徒による詳細で緻密な、しかも長期にわたる作業が必要である。しかし、時間を巻き戻すことはできず、歴史にやり直しはきかない。そのため、中国の司法の昨日を客観的に見ることができなければ、またそのために、中国の司法の今日を条理に適った形で理解し、中国の司法の明日を成功裏に展望することはできない。昨日は今日の制度の変数のひとつとして、必ず明日に影響する。しかも、たとえどうであれ、近代国家においては、政党は必ず司法に影響を及ぼし、政党政治は近代的司法制度の構築および運行において不可避的な要素である。そのため、中共は執政党として、ある程度においてはやはり中国を改造し、中国を建設するとい

う歴史的使命を担う政党であり、現代中国における比類なき政治勢力であり、誰が反対しようとも、それを否定することはできない。たとえいつの日か、中共が執政党ではなくなったとしても、その存在はやはり何らかの形で司法に影響するであろう。まとめると、中国の法学のためではなく、中国の法実践のためにも、中国の司法における政党を概念的にではなく、客観的に理解しなければならない、ということである。

初校二〇〇五年一〇月二九日～一一月一五日（於杭州―北京―深圳）
二〇〇六年八月二六日三校（於北京）

＊北京大学法学院長・教授、教育部憲法・行政法研究拠点研究員、博士。
馮象氏、北京大学社会学科の侯猛博士、香港城市大学の賀欣博士、北京大学法学院博士課程の沈明君には本稿の初校に目を通していただくとともに、貴重なコメントをいただいた。ここに記して謝意を表したい。
Email to: sulizhu@law.pku.edu.cn

（1）これは一九七三年一二月に毛沢東が中共中央政治局メンバーと会見した際に、鄧小平が政治局入りし、総参謀長に就任することについて発表した演説の一部である。毛沢東はこれ以前にも別の機会に類似の表現を何度も用いている。例えば「労働者、農民、商人、学者、軍、政府、党という七つの面において、党はすべてを指導する」（「在拡大的中央工作会議上的講話」（一九六二年一月三〇日）『毛沢東著作選読（下）』（人民出版社、一九八六年）八三二頁参照）。

（2）蘇力『送法下郷――中国基層司法制度研究』（中国政法大学出版社、二〇〇〇年）。

（3）Frank K. Upham, “Who Will Find the Defendant if He Stays with His Sheep? Justice in Rural China”, *Yale Law Journal*, vol. 114: 1675 (2005).

（４）Upham, p. 1700.
（５）Upham, p. 1698, 1703.
（６）Upham, pp. 1703ff.
（７）孫文は、「ロシア革命から六年、その成果はとても偉大である。わが国は一二年も革命を続けているが、言うべき成果はない。故に、今後は党により国を支配し、ロシア人のやり方をまねる」（「在広州国民党党務会議的講話」（一九二三年一〇月一〇日）『孫中山全集（八巻）』（中華書局、一九八六年）二六七～二六八頁）と述べた。また「今、我々が模倣できることがひとつある。すなわち、ロシアは完全に党により国を支配し、英米仏の政党よりもさらに権力を掌握している。我々は現在治めるべき国がなく、党により建国するということしかできない。建国後はそれを治めなければならない……私は本日を一大記念日とし、改めて組織し直し、党を国の上に置くべきである」（「関於組織国民政府案之説明」（一九二四年一月二〇日）同上書（九巻）一〇三～一〇四頁）とも述べた。
（８）注（１）参照。
（９）『鄧小平文選（二巻）』（人民出版社、第二版、一九九四年）二九九頁。
（10）例えば、当時社会には胡適という独立したインテリゲンチャがいた。しかし、多くのテクノクラートおよび政治的色彩の薄いインテリゲンチャが相次いで国民党に参加した。有名どころでは、馮友蘭、朱光潜などがいる。
（11）呉晗・費孝通等『皇権与紳権』（天津人民出版社、一九八八年）。
（12）黄仁宇『中国大歴史』（三聯書店、一九九七年）。
（13）国民党訓政時期の地方の党政関係に関する多くの研究は、国民党の「以党治国」の具体的形式が、中央において「党により政治を統制し」、地方では党政分離と協力、「党による政治監視」を実施することであると指摘した。一九三八年の国民党臨時全国代表大会が確定した方針によると、党政関係は次の三つの形態がある。中央は党により政治を統制し、省および特別市では党政が連携し、県では党政融合、すなわち党を政治に融合させる。後二者の形式では地方党部の地方政府に対する適切かつ効果的な指導を保証しきれず、上辺だけの関係となりがちで、しかも地方の党政に争いがあった場合は、いつも地方政府が地方党部に打ち勝ち、その失敗はまた、さらに地方党部の力と影響力を削り取った（王賢知「抗戦期間国民党組織建設与組織発展的幾個問題」近代史研究一九九〇年二期二三〇～二五〇頁参照。このほか、鐘声・唐森樹「論

南京国民政府訓政時期的地方党政関係」益陽師専学報一九九八年二期三一～三四頁、「試論南京国民政府訓政時期（一九二八－一九三七）的地方党政糾紛」史学月刊一九九九年二期五三～五八頁参照）。

(14) 司法の「党化」は、徐謙が一九二六年に最初に提起した。一九三四年、国民党の元老、国民政府最高裁判所長官の居正がより系統だった議論を展開した。居正によると、党化の基本的に意味は次の二つある。ひとつは、「司法幹部の一律党化」であり、もうひとつは「法適用の際に党の意思に沿った運用に注意すること」であり、最も重要なことは、司法官が「三民主義の社会意識」を持つこととされた。居正「司法党化問題」東方雑誌一〇期（賀衛方「中国的司法伝統及其現代化」蘇力・賀衛方主編『二〇世紀的中国：学術与社会』（山東人民出版社、二〇〇一年）二〇〇～二〇四頁から引用）。

(15) 抗日戦争勝利後、国民政府は一連の民族の裏切り者［漢姦］の事案に見られる。多くの事案の審理、審理の速度、審理結果は国民党の最高指導者の意思により直接的に決せられていた（文斐編『我所知道的漢姦周佛海』（中国文史出版社、二〇〇五年）、文斐編『我所知道的漢姦陳公博』（中国文史出版社、二〇〇五年）参照）。

(16) 憲法前文第一〇段落（憲法修正条項四条）。

(17) 例えば、二〇〇五年一〇月二六日に逝去した元国家副主席の栄毅仁は、新華社が公表した略歴の中で、「共産主義の戦士」と呼ばれている。孫文の配偶者である宋慶齢、著名な作家茅盾は死亡する前に中共への入党を申請し、認められた。

(18) 一九三七年一〇月、毛沢東は「論魯迅」において、「我々の共産党はプロレタリアートの前衛であると同時に、最も徹底した民族解放の前衛である」と指摘した（『毛沢東選集（二巻）』（人民出版社、一九九三年）、中国共産党規約（中共七回全国代表大会一九四五年六月一一日採択）、中国共産党規約（中共一六回全国代表大会による改正、二〇〇二年一一月一四日採択）。

(19) 中共一六回大会の党規約。一九四五年の中共七回大会の党規約の対応箇所は、「中国民族と中国人民の利益を代表する」である。

(20) 中国共産党規約（中共第一六回全国代表大会による改正、二〇〇二年一一月一四日採択）、憲法修正条項（二〇〇四年三月一四日一〇期全国人民代表大会二回会議採択）。

(21) 中共中央「党の執政能力建設強化に関する決定」（二〇〇四年九月一九日）。本決定は執政能力を「党が正しい理論、路線、方針、政策および策略を提起・運用し、憲法および法律の制定と実施を指導し、科学的な指導制度および指導方式を

採用し、人民を動員・組織して法により国家・社会の事務、経済および文化事業を管理するようにし、効果的に党、国家、軍を治め、社会主義現代化国家の本領を打ち立てる」こととする。

(22) 例えば、歴史上、第一期中央人民政府の水利部長は共産党員ではない博作義であり、水利部の党グループ書記は副部長の李葆華であった。一九四九年以降、中国科学院の最初の尹著夫は、当時党員ではなかった郭沫若（一九五六年に再入党）であり、党グループ書記は、副院長の陳伯達、張稼夫、張勁夫、方毅などが歴任した。今日では、外交部長の李肇星は共産党員であり、しかも党中央委員であるが、党グループ書記は同じく党中央委員の戴秉国である。

(23) この点については拙稿・前掲注（3）一二九～一三一頁を参照されたい。

(24) 例えば、二〇〇三年一二月二日に最高人民裁判所が最高人民裁判所「二三項目の人民のための司法の具体的措置を定着させるための指導意見」を出したのは、同院長の蕭揚によると、「最高人民裁判所党グループが胡錦涛総書記の（二〇〇三年）『七・一』重要演説の精神を深く学び体得し、『三つの代表』重要思想の本質的特徴が『党の設立は公のためであり、執政は人民のためである』ことと認識し、人民裁判所の業務の実際を結びつけ、人民のための司法の考え方をしっかりと打ち固める」ためである（庄会寧「開創司法為民新境界――訪最高人民法院院長蕭揚」瞭望新聞週刊二〇〇三年一〇月一三日二〇頁。

(25) Marbury v. Madison, 1 Cranch 137 (1803)。本件の背景については、拙稿「制度是如何形成的?」比較法研究一九九八年一期を参照されたい。

(26) Henry J. Abraham, *The Judicial Process, An Introductory Analysis of the Courts of the United States, England, and France*, 7th ed., Oxford University Press, 1998, pp. 37-42.

(27) Robert H. Bork, *The Tempting of America: The Political Seduction of the Law*, Simon & Schuster, 1990.

(28) ある経験的研究によれば、裁判所が重要であれば重要であるほど、裁判官の人選の承認は困難になる。長年にわたり、承認率は下がり、承認に要する期間は長くなったが、裁判官の質は下がっている。しかも、後に成功した証明される裁判官ほど、承認されにくい。研究によると、大統領に反対する党派の上院議員が、最も有能な裁判官を承認したくないのは、それらの裁判官が将来的に最大の影響力を持つかもしれないからにすぎないという（John R. Lott, Jr., "The Judicial Confirmation Process: The Difficulty with Being Smart," *Journal of Empirical Legal Studies*, 2005/2, pp. 443-444.）。

(29) Lucas A. Powe Jr, *The Warren Court and American Politics*, Harvard University Press, 2000; Earl M. Maltz, *The Chief Justiceship of Warren Burger, 1969-1986*, University of South Carolina Press, 2000; Tinsley E. Yarbrough, The Rehnquist Court and the Constitution, Oxford University Press, 2001 and Earl M. Maltz, ed., *Rehnquist Justice: Understanding the Court Dynamic*, University Press of Kansas, 2003.

(30) Richard A. Posner, *Breaking the Deadlock: The 2000 Election, The Constitution, and the Courts*, Princeton University Press, 2001；以及Cass R. Sunstein and Richard A. Epstein, ed., *The Vote: Bush, Gore, and the Supreme Court*, University of Chicago Press, 2001.

(31) Laurence H. Tribe, *Constitutional Choic*, Harvard University Press, 1985.

(32) 馬修斯（林猛等訳）『硬球：政壇成敗的真実法則』（新華出版社，二〇〇三年）から転載。

(33) Ronald Dworkin, *Taking Rights Seriously*, rev. ed., Harvard University Press, 1978; Ronald Dworkin, *Law's Empire*, Harvard University Press, 1986, preface pp. viii-ix, and p. 412. ／のほか，Ronald Dworkin, "Is There Really No Answer in Hard Cases?" *University of New York Law Review* Vol. 53 (1978) pp. 1-32, and Ronald Dworkin, *A Matter of Principle*, Harvard University Press, 1985, pp. 119-145も参照されたい。

(34) 波斯納（蘇力訳）『超越法律』（中国政法大学出版社，二〇〇一年）一九章注11参照。

(35) 蘇力「現代化視野中的中国法治」『道路通向城市』（法律出版社，二〇〇四年）。

(36) 中国国民党規約（二〇〇〇年六月一八日第一五回全国代表大会臨時会議第一四次修正）の前文は，「中国国民党は……国民革命を指導し，……三民主義五権憲法の趣旨を全うし，民主的憲政の理念を推進し，国家の富強と統一の目標を追求し，終始一貫する。わが全党の同志が伝統的革命の精神を持ち，互いに励まし合い，共に信頼して行動する」と定める。

(37) そのため，労働者・農民の利益を代表することを強調するほか，中国人民の利益を代表すると同時に，中共はさらに各時期の「統一戦線」（党規約総綱）を特に重視し，毛沢東はそれを中共が勝利を得るための三大財宝のひとつとした（毛沢東「論人民民主専制」『毛沢東選集（四巻）』（人民出版社，第二版，一九九二年）。国民党にも同様の要求がある（中国国民党規約二条は「中華民族全体の利益のために戦う」とする。

(38) 中共七回大会の党規約総綱は「中国共産党は民主主義的集中制により組織されたものであり，自主的に履行しなければ

ならない規律が結びついた統一的な戦闘組織である。中国共産党の力は、自己の固い団結、意思の統一、行動の一致にある。党内では党の綱領および党規約に違背する行為を許さず、党の規律を乱し、党に対して独立を求めて騒いだり、分派活動を行ったり、面従腹背の二面的行為は許されない。中国共産党は自己の隊列における党の綱領および党規約、党の規律を乱し、改善できない人を党から排除するよう常に注意しなければならない」とする。一六回大会規約の総綱は、「民主集中制の堅持。民主集中制は民主を基礎とした集中と、集中の指導の下での民主が結びついたものである。それは党の根本的な組織原則であると同時に、党の活動における大衆路線の運用でもある。党内の民主を十分に発揚し、……正しい集中を実行して、全党の行動の一致を保証し、党の決定が迅速かつ効果的に徹底実施されるよう保証しなければならない。組織性と規律性を強化し、党の規律の前では誰もが平等である。党の指導機関と党員指導幹部に対する監督を強化し、党内における監督制度をたえず充実させる。党は、自らの政治活動の中で批判と自己批判を正しく繰り広げ、原則的な問題において思想闘争を行い、真理を堅持し、誤りを是正する。集中もあれば民主もあり、規律もあれば自由もあり、統一的意志もあれば個人の気持ちがのびのびし、活き活きとして活発でもある政治的局面を作り出すよう努める」とする。国民党については、中国国民党規約三条（本党の組織原則は、党員を党の主体とし、幹部を組織の骨組みとし、広範な民集と結びつき、民主主義の精神を徹底し、もって、組織化された民主主義、規律のある自由を実現する）、四条（本党の指導方法は、民主主義により共通認識を打ち立て、思想により同志を結びつけ、組織により力を結集し、政策により政治を導き、行動により使命を貫徹する）、五条（本党の党政運営は、主義に依拠して政策を制定し、政策により人事を決定し、組織により政治に従事する党員を結合し、党の政策は民主主義的手続を経て決定された後、政治に従事する党員に徹底実施を命じる）、および一二章（規律と賞罰）を参照されたい。

(39) 最も典型的なのは、一九二八年一〇月に国民党中央常務委員会が採択した「訓政綱領」である。それは国民党を最高の訓政者と、国民党中央執行委員会を最高権力の政策決定機構と、国民党中央執行委員会政治会議を全国における訓政の実施を指導し、国民政府の重大な政務措置の執行を監督・指導する機関と法定した。一九三一年に蒋介石が開催した「国民会議」はさらに進んで、「中華民国訓政時期約法」を採択し、三〇条で、訓政時期は国民党が「国民大会を代表」して国家統治権を行使する五院などの国民政府を指揮監督すると明確に規定された。根本大法の形式で国民党の党による国家統治の法理を確立したのである（徐駿華『蒋介石成敗録』（団結出版社）一二章参照）。

(40) 鄧小平は「『党による国家統治』の国民党が残した毒は、党を麻痺させ、腐らせ、破壊し、大衆から乖離させる最も効果的な方法である。我々は国民党の党による国家統治という一党独裁に反対し、とりわけ国民党が残した毒が我々の党内に伝播することに反対しなければならない」と指摘した（「党与抗日民主政権」（一九四一年四月一五日）『鄧小平文選（一巻）』（人民出版社、第二版、一九九四年）一二頁。

(41) 柯偉林「認識二〇世紀中国」『二一世紀』二〇〇一年一〇月号一一四～一二四頁。彼が指摘したそれ以外の二つの特徴は、「党国は軍事化された政体である」、「党国には指導者がひとりいる」である。

(42) この点については、毛沢東「関於糾正党内的錯誤思想」『毛沢東選集（一巻）』（人民出版社、第二版、一九九二年）。

(43) 鐘声・唐森樹「論南京国民政府訓政時期的地方党政関係」益陽師専学報一九九八年二期三一～三四頁、「試論南京国民政府訓政時期（一九二八－一九三七）的地方党政糾紛」史学月刊一九九九年二期五三～五八頁参照。

(44) 董必武『董必武法学文集』（法律出版社、二〇〇一年）、特に「旧司法工作人員的改造問題」（一九五〇）、「関於改革司法機関及政法幹部補充、訓練諸問題」（一九五二）などを参照されたい。

(45) 一九九三年八月一四日発布、同年一〇月一日施行。

(46) 賀衛方「復転軍人進法院」『南方週末』一九九八年一月二日。

(47) 「人民法院五年改革綱要」『中華人民共和国最高人民法院公報』一九九九年六期。

(48) 鄧小平は一九八六年六月にこの考え方を提起し（『鄧小平文選（三巻）』（人民出版社、一九九三年）一六四頁）、同年九月にはさらに一歩進んで、党政分離を政治システム改革の第一位に位置づけた（同上一七九頁）。一九八七年一〇月に開催された中共一三回大会では、趙紫陽の報告「沿着有中国特色的社会主義道路前進」を採択し、公式に党政分離を政治システム改革の第一の任務とし、「政治システム改革のカギは党政分離である」とした。

(49) 蘇力「法院的審判職能与行政管理」中外法学一九九九年五期。

(50) 鄧小平「党和国家領導制度的改革」（一九八〇年八月一八日）『鄧小平文選（二巻）』。

(51) 最近の試みとして、『工商時報』（二〇〇三年一月一四日）が「深圳将成党政分離政改先鋒」というタイトルで報道し、外電が「中共が一九四九年に政権を奪取してから最も大胆な政治改革」と報道した改革がある。その主な内容は、「中共の権力を行政および立法から分離させ、党政分離を実現するとともに、西洋の三権分立――深圳市政府、市人大および裁

判所のチェックアンドバランス――を導入する」というものである。

（52）楊成武『楊成武回憶録（上）』（解放軍出版社、一九八七年）三三四頁。